

国保税の期限内納付と医療費節減へのご協力を

平成30年度から、鳥取県との国保共同運営を行っており、県は医療費を市町村へ交付し、市町村は国保税を県へ納付します。

国保税は重要な財源です。納期限内の納付に努めてください。

また、県への納付額は過去3年間の医療費指数、所得等によって決まるため、医療費が高くなると次年度以降の納付額も高くなり、国保税の引き上げが必要となってきます。

医療費は、高齢化や生活習慣病などの疾病増加や高額な新薬の影響等で増加傾向にあります。被保険者の

皆さまには、ジェネリック医薬品の活用や各種健康診査を積極的に受診するなど、医療費削減へのご協力をお願いいたします。



国民健康保険の各種届出は『14日』以内に

世帯変更・住所変更・世帯主変更は、14日以内に市町村へ届出する必要があります。

14日を過ぎてから届出をされた場合には、世帯の連続性・継続性が引き継がれず、高額療養費多数回該当の回数を通算することなどができない場合があります。

※高額療養費の多数回該当とは…過去12か月以内で高額療養費の対象となった月数が4回以上ある場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

◆問い合わせ先

健康対策課

☎ 0859・54・5206

後期高齢者医療保険料について

今年度の後期高齢者医療制度の保険料率は、下記のとおりです。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{年間保険料} \\ \text{(限度額 62 万円)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 33 万円)} \times 8.07\% \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{(42,480 円)} \end{array}}$$

前年度からの変更点は以下のとおりです。

①軽減割合の変更

これまで特例的に実施してきた9割軽減が8割軽減に変更になります。

②均等割額の軽減範囲の拡充

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は28万円(平成30年度は27万5千円)、2割軽減は51万円(同50万円)に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

*年金収入の場合は、「年金収入 - (120万円 + 15万円)」が軽減の判定をする所得になります。

③被扶養者であった方の軽減

75歳になられる前日にご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。今年度からこの軽減措置に資格取得後、「2年を経過する月まで」の期限が設けられます。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします。

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
8割	【基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)】の世帯	8,496円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】以下の世帯のうち、8割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額(33万円) + 28万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	21,240円
2割	【基礎控除額(33万円) + 51万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	33,984円

◆問い合わせ先 税務課 ☎ 0859-54-5208